

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 36号 指定金融機関の指定について、議第 37号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについて、議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 2号）、議第 39号 平成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1号）、以上 4 件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8 番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記

1．議案の名称。

- 1) 議第 37号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについて。
- 2) 議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 2号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第 39号 平成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1号）。

2．審査の経過。

6月3日、第 2 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より清水福祉事務所長、藤井健康増進課長、平山産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第 37号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについて。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算(第 2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 39号 平成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算(第 1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

1 番。

1 番(沢登英信君) 議第 37号の須崎漁港区域内公有水面埋立てについてであります。さきの質問の中で、メリット、デメリットの関係の中で、貴重種の調査をされていると、こういう報告がされておりました。どういう貴重種があるという想定のもとに調査がされたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、ご案内のように、今、漁協の合併が話題になって、既に決定がされているところであると思います。須崎の船主会の皆さんからの要望で、この埋立て及び陸揚げ、荷捌きと言ったらいいんでしょうか、陸揚げ作業場の拡大といいますか、長さは同じのようですけども、奥行きが広がると、こういう埋立てをしないと、こういうことであろうかと思いますが、船主会の動向と船主の皆さんとの話し合いをされているのかどうなのか。なかなか下田漁協の陸揚げの恐らく半分以上が須崎の漁民の皆さんによっているといいですか、下田漁協を大きく支える須崎漁港だとは思いますが、船主会の要望や、船主会、なかなか後継者がいなくなって、船はあっても動かさないというような状況も出てこようかと思いますが、この人たちとの話し合いや、この事業に対する期待というんでしょうか、そういうものがどういうものであったかどうか、ご確認を委員会としてされているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、議第 38号の一般会計の補正予算の中の爪木崎のトイレの建設であります、下の海岸ですね、爪木崎の平らのところに恐らくつくるとい、今まであったところのものはそのまま、そこにつくるのではなくて、新たにつくるということのようですので、景観上の問題がまず当然あるかと思いますが、景観上の検討がどうなされたのか。

それから、男子トイレが男子の小が1つと、女性の大便秘器が2つと、こういうことで、槽としては、たしか 40人槽という想定であったかと思うんですが、そうしますと、従来設置されているトイレより数が増えることは事実であります、下の利便性から考えますと、使いようによっては、40人槽でオーバーするというようなことが想定されはしないかと思うわけです。

そうしますと、生活污水がそのまま海岸に流れるという心配はないのかどうか。生活污水が流れないにしても、汚水が海の磯遊びや、ある場合には、隠れた海水浴場として利用されているわけですので、当然水質を汚染してはいけないということになるかと思しますので、そのような措置がされているのかどうか。どのぐらいの水を使い、どのぐらいの水が流れ、生活污水で 20ppmとかというような想定をしているようですけれども、その量はどのぐらいになって、あるいは、それを散水に使うなり、ちょっとしたため池をつくって景観を保つとか、そういう措置、配慮というんでしょうか、がどのようにされているのか、されていないかという点についてお尋ねをします。そういう点の審議がどうされたかということであります。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それでは、先に 3号の公有水面のことについてですけれども、貴重種の調査云々という話がございましたけれども、これについては、委員会の中では話は出てきませんで、審議はされておられません。

それから、船主会の要望ということですが、特別それについて大きな議論というんですか、内容にはならなかったわけですが、先ほども沢登議員が言われたように、下田の漁業というのは、何といたしましても須崎がほとんどというんでしょうか、例えば水揚げにしてみても、例えば須崎、白浜、外浦、田牛、吉佐美とあるわけですが、断トツというんでしょうかね、例えばキンメにしても、139対 19対 10とかという感じで、10対 1ぐらいの差で須崎がほとんど下田地域の漁業のメインになっているということで、何としても漁業の振興というですかね、それとまた後継者の育成ということを考えても、やはりこの須

崎の地域ということを考えていかなければならないとい中で、やはり大事な事業であるというような委員会の中での審議はございました。

それから、38号、一般会計のうちの爪木崎のトイレの関係ですけれども、今までのトイレはそのままにしておいて、新たなどころにつくるというわけですけれども、どうしても当初、今のトイレのところという話だったんですけれども、急傾斜の関係で、どうしてもつくれないと。つくるとしても、莫大な費用がかかるということで、いろいろ地元の人との検討の結果、今のところになったということです。

それから、40人槽でどうなのかと。一番お客さんが見えるときに、その40人槽で汚水のほうは心配ないのかということは、委員会の中でも一番審議の中心になったところでございます。当然それではもたないだろうかと、いろいろな話が出ました。

それで、当局としましては、やはりそういうことも地元との話し合いの中で一番大きな問題になったということで、ただ、費用も莫大にかかるということでありますし、やはり一番ピークになるのは正月という、ある1年間通しても一時期だということで、それに大きな費用をかけられないという中で、対策としては、例えばあそこに人がトイレに並ぶような状況になったときには、上のトイレもあるというようなことを案内の人にそういう説明をしてもらって、あそこだけに並ぶということじゃなくして、分散して利用してもらおうと。それによって、並ぶ人も少なくしたいということもありますし、やはり40人槽という限られた容量でするので、それを分散して、汚水についても、何とか40人槽でもたせていきたいという内容の説明がありまして、40人槽というのは大変厳しいだろうけれども、やむを得ないのかなということでございます。

それから、水質につきましても心配をされたわけですけれども、委員の中からも、定期的に水質検査をして、この20ppmを守っていくようにという、そういうような話はございました。

それから、議員から話のありました景観というようなことも考えて、その景観を保つために、池をつくるというような話はどうかという話がありましたけれども、そこまでの言及は委員会のほうではございませんでした。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 3号の須崎漁港区域の公有水面に関連して、ご案内のように、14年から平成23年度までの10年間の計画だと。そのうちの一端で、これが地域の今回の埋立てが須

崎漁港、第1次の漁業を推進していこうという大切な仕事だと思います。担い手の育成をしていこうということで、重要な仕事ではあると思いますが、これまでの14年からの経過の中で、この事業の評価といいますか、効果がどのようなものかというような質問をさせていただいております。その点での審議はどのように委員会としてなされたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） はい。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 委員会においてはそこまでの細かな審議はございませんでした。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1．議案の名称。

1) 議第36号 指定金融機関の指定について。

2) 議第38号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

2．審査の経過。

6月3日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、森会計管理者兼出納室長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、名高学校教育課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第 36号 指定金融機関の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算(第 2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第 36号 指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がないものと認めます。

よって、議第 36号 指定金融機関の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 37号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 37号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについては、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 38号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 39号 平成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 39号 平成 20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしま

した。

これをもって平成 20年 6 月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前 1 0 時 2 0 分閉会